手 当 等

在宅生活の経済的支援

重症心身障害児（者）福祉手当

○対 象 者…身体障がい者＝身体障害者手帳１級、２級（各障がい別等級）
知的障がい者＝療育手帳A判定
前年の所得が基準額を超えるときは、支給しません。
下記の人は支給対象外となります。
１．各福祉施設入所者
２．障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当の受給者
３．年金受給者

申請に必要なもの…身体障害者手帳または療育手帳、印鑑
障がい者名義の通帳、年金手帳

転 入 者…前年の所得（1～7月に申請のあったものについては前々年の所得）を証明する書類

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

障害児福祉手当（20 歳未満）

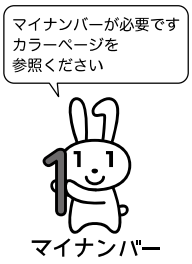

○対 象 者…特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給します。ただし、障害を事由に年金を受けることのできる場合や、施設等に入所している場合を除きます。

支給制限…前年の所得が基準額を超えるときは、支給しません。

申請に必要なもの…１．申請書
２．印　鑑
３．身体障害者手帳または療育手帳
４．医師の診断書
５．障がい児名義の通帳

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

特別障害者手当（20 歳以上）

○対 象 者…20 歳以上であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する著しく重度の障がいが重複する状態にあるため、在宅の日常生活において、常時特別の介護を必要とする人に支給します。ただし、各福祉施設等に入所している人または入院期間が３ヶ月を超える人を除きます。

支給制限…前年の所得（年金を含む）が基準額を超えるときは、支給しません。

申請に必要なもの…１．申請書
２．印　鑑
３．身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
４．医師の診断書
５．障がい者名義の通帳
６．年金証書

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

特別児童扶養手当

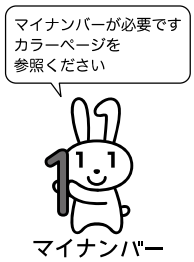

マイナンバー

○対 象 者…20歳未満であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害等級の１級および２級に該当する程度の障害を有する児童を監護養育する父母等に支給します。ただし、障害を事由に年金を受けることのできる場合を除きます。

支給制限…前年の所得が基準額を超えるときは、支給しません。

申請に必要なもの…１．申請書
２．印　鑑
３．身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
４．医師の診断書（手帳内容により省略可の場合あり）
５．戸籍謄本（交付日から1ヶ月以内のもの）
６．保護者の通帳（主として当該障害児の生計を維持している者）

申請窓口…市社会福祉課　⑨番窓口

心身障害者（児）扶養共済制度

○障がい児（者）の保護者（加入者）が月々掛金を積立し、加入者が死亡または重度障害となった場合、障がい児（者）に生涯を通じて年金が支給されます。詳しくは県障がい福祉課にお問い合わせください。

問合せ窓口…福井県障がい福祉課　☎0776－20－0338

申請窓口…福井県障がい福祉課
市社会福祉課　⑨番窓口